**建設工事等指名競争入札参加資格申請における**

**社会保険等加入義務について**

　令和３・４年度建設工事等指名競争入札参加資格審査申請から、経営事項審査（以下『経審』とする。）

　必要業種に登録される事業者が資格審査申請を行うためには、雇用保険・社会保険及び厚生年金保険の加入を　　必須とさせていただきました。そのため、法令上の適用事業者は必要な保険に加入していないと、申請することができません（適用除外の事業者は除きます。）。

※経審必要業種とは

　　建設業法第27条の23に定める経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない業種の　　　ことをいい、以下の表に記載される業種が該当となります。



**上記の経審必要業種に申請される場合、以下の書類が必要となります。**

①経営事項審査結果通知で保険加入が『有』となっている場合

|  |  |
| --- | --- |
| 経審の状況 | 説明 |
| 経営事項審査結果通知 | 通知書で確認できるため、その他の書類は不要です。 |

裏面に続く

②経営事項審査結果通知で保険加入が『無』となっている場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要書類 | 説明 |
| 雇用保険 | ・直近の雇用保険領収書及び労働保険概算確定　　保険料申告書（写）又は保険料納入証明書  ・新規加入のため保険料の納付実績が無い場合：　　雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）等保険　　加入を証明する書類 | 都道府県労働局又は雇用保険の手続きを行った　　　　　　公共職業安定所等が発行したものです。 |
| 健康保険 | ・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入　　　証明書  ・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：　　健康保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類 | 健康保険組合、日本年金機構又は事業者が所在する　　地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。 |
| 厚生年金保険 | ・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入　　　証明書  ・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：　　厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類 | 日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する　　　　年金事務所等が発行したものです。 |

③経審を受けていないが、経審必要業種に申請する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要書類 | 説明 |
| 雇用保険 | ・直近の雇用保険領収書及び労働保険概算確定　　保険料申告書（写）又は保険料納入証明書  ・新規加入のため保険料の納付実績が無い場合：　　雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）等保険　　加入を証明する書類 | 都道府県労働局又は雇用保険の手続きを行った　　　　　　公共職業安定所等が発行したものです。 |
| 健康保険 | ・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入　　　証明書  ・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：　　健康保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類 | 健康保険組合、日本年金機構又は事業者が所在する　　地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。 |
| 厚生年金保険 | ・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入　　　証明書  ・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：　　厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類 | 日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する　　　　年金事務所等が発行したものです。 |

※上記保険が適用除外の時は『社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入義務が無いことの　　届出書』を提出してください。（様式については契約検査課で配布またはホームページに掲載しております。）